

大阪市へ提出する申請書類の作成に取りかかっている状況ですので、名称変更の時期が具体的に確定次第ご報告させていただきます。

大阪市における「障害」の「障がい」への表記変更について

大阪市では、従来より障害の表記については、「障害」とすべて漢字表記がされていましたが、7月25日に開催されました大阪市戦略会議において、大阪府の取扱いにあわせ、「障がい」と表記していくことが決定されました。

大阪市における表記にかかる考え方としましては、制度・事業名称・組織名称について、法的拘束力を伴わない一般的な文書等においては「障がい」の表記が基本となっていきますが、例外事項は以下のとおりとなっています。

- ①法令・条例・規則等の例規文書
- ②団体名などの固有名詞・医学用語、学術用語等の専門用語
- ③他の文書・法令等を引用する場合やその他「障害」の表記が適当と認められる場合

また、事業名称については、一般名詞としての表現が、法令名等から引用した表現か、個別に判断されることとされています。

大阪市での「障害」から「障がい」への表記変更の時期については、平成24年9月1日から順次実施とされていますが、組織名称、事業名称、印刷物等については、実務面を考慮して変更時期のタイミングが前後する場合があります。

障害者雇用対策における最近の動向について ～ 各研究会での報告書がまとまる ～

7月後半、厚生労働省で相次いで会議が開催され、「障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会」

「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」

「地域の就労支援の在り方に関する研究会」

それぞれの報告書がまとまりました。なお障害に関する2つの研究会には、全日本育成会より田中常務理事が出席されています。

「障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会」では、以前に示されていた「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を踏まえたうえで検討がなされています。

障害者雇用促進法における障害者の定義に関して、改正障害者基本法を踏まえて発達障害を明記するということと、雇用上合理的配慮を必要とするものを追加すべきという2点が提起されました。

「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」では、労働・雇用に関して差別禁止等の枠組みの対象範囲や、合理的配慮の内容およびその提供のための仕組み、合理的配慮を行う事業主の負担に対する助成のあり方などが検討されました。

- ・「地域の就労支援の在り方に関する研究会」では、重点施策実施5カ年計画の進捗状況等について
- ・地域の就労支援機関の今後の役割と連携等のあり方について
- ・「ダブルカウント」や特例子会社に関する制度検討について議論を進めています。

詳細にふれておくと、まず企業が障害者雇用を取り組むために必要とされる支援に関して、雇用の前後そして定着支援など各過程での段階ごとでの支援。

また、障害特性に応じて必要な支援とはどのようなものかなど、これらの支援のあり方を整理したうえで、それぞれの就労支援機関ごとに、求められる役割について検討する。そして、これらの役割を踏まえて地域ネットワークの充実や、また強化を図っていくという流れとなっております。

これらの報告書は、今後厚生労働省が主催する労使の代表が参加している労働政策審議会(障害者雇用分科会)での参考資料として活用される予定です。

この労働政策審議会での議論によって、障害者雇用促進法の改正に向けて、手続きを進めていくことになります。

早ければ来年の通常国会に、その改正案が提出される見込みであり、動向が注目されるところです。

第1回障害者政策委員会(内閣府)開催される

平成24年7月23日(月)、第1回障害者政策委員会が総理官邸にて開催されました。

この会議では、新たな障害者基本計画のあり方に関する検討の進め方(案)や差別禁止法などについて話し合われております。30人の委員には全日本育成会田中常務理事が含まれています。

新たな障害者基本計画の全体像や、総論的な議論については委員全員で検討し、各論に関する検討は、計画に盛り込むべき分野ごとに分けて、小委員会形式で